

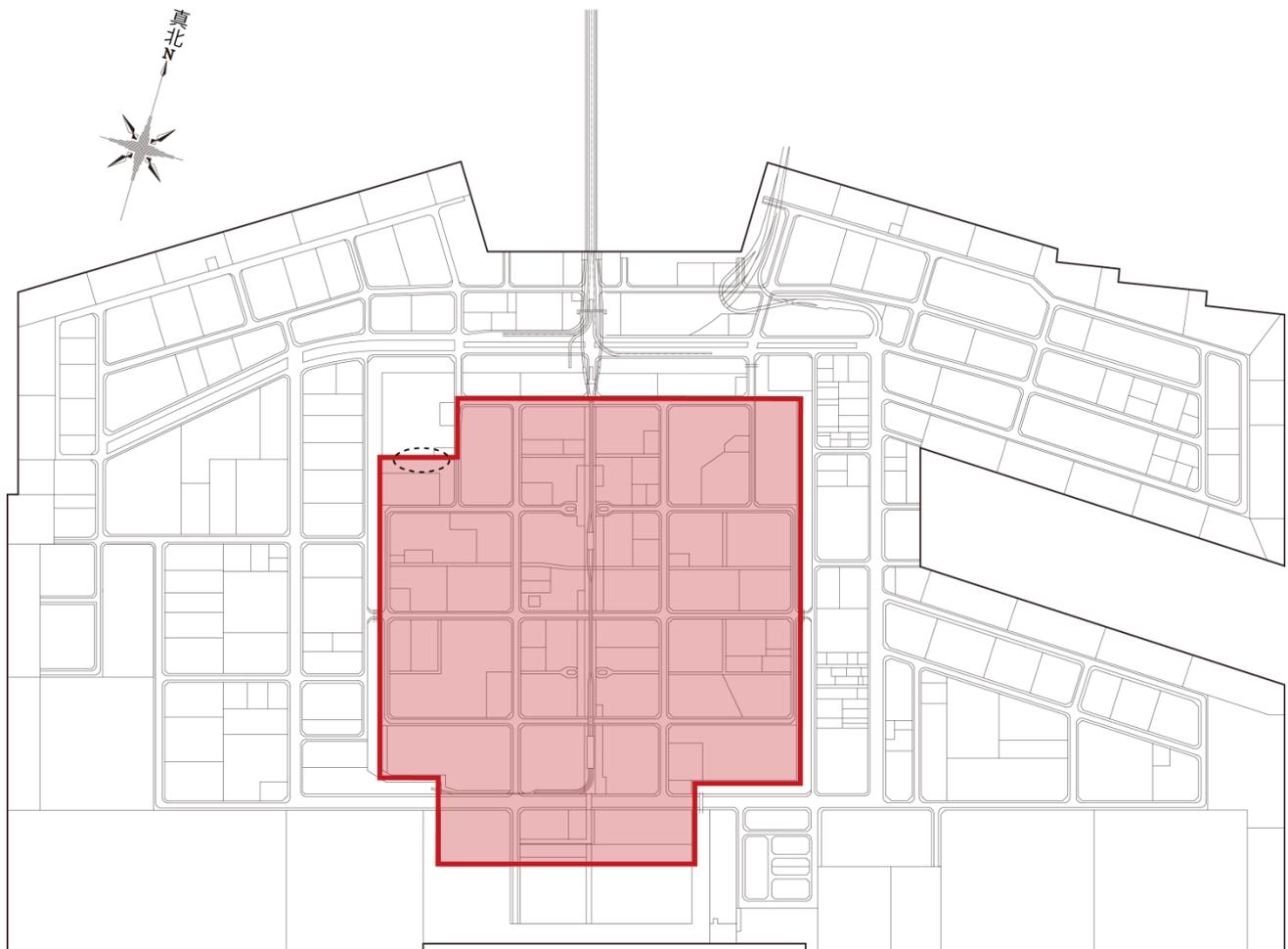
# 神戸市六甲アイランド地区日照基準取扱要綱（概要）

六甲アイランド地区においては、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」（以下、住環境条例）のほか、「神戸市六甲アイランド地区日照基準取扱要綱」により、日影に関する規制が定められています。

次の「1. 適用区域」に対して、「2. 適用を受ける建築物」が、冬至の日の午前8時から午後4時までの8時間において日影を落とす場合、『建築にあたっての事前届出書』を提出する3週間前までに『日照基準要綱審査願書』を提出してください。

規制の内容については「3. 規制される日影時間」をご覧ください。

## 1. 適用区域



 六甲アイランド地区日照基準取扱要綱区域

 日照条件等を確認する地権者間の協定が締結されています

## 2. 適用を受ける建築物

日影の影響を受ける地域（容積率）※	建築物の高さ
第1種住居地域（200%、300%）	10mを超える

※建築物の計画場所が適用区域内・外のどちらであっても、適用区域内の「第1種住居地域」に対して日影を落とすものが対象です。

## 3. 規制される日影時間

日影の影響を受ける地域（容積率）	測定面	敷地境界線からの水平距離とそれを超える範囲の規制時間	
		5m	10m
第1種住居地域（200%）	平均地盤面から 4 m	4 時間	2.5 時間
第1種住居地域（300%）		5 時間	3 時間